

2020年2月28日

学長 長谷川 明

新型コロナウイルスの感染の拡大に備え、学生・教職員の安全確保と学内外への感染被害抑止を最優先し、当面の間の対応方針を以下の通り定めます。なお、新型コロナウイルスに関する状況や情報は日々変化していますので、それに応じて対応方針も更新する予定です。定期的に最新の情報をご確認ください。

### 1. 感染予防について

- (1) 手洗い・うがいを徹底するとともに、必要に応じて手の消毒等を行う。
- (2) マスク等の咳エチケットを徹底するとともに、できるだけ人混みを避ける。
- (3) 外出中は、意識して、手で眼、鼻、口等に触れないようにする。

※咳やくしゃみをおさえた手で触ったドアノブ等にウイルスが付着し、それを触った手で眼、鼻、口に触れることにより粘膜から感染する可能性があるため、上記を徹底すること。

### 2. 健康管理について

以下の指針に従い、自身の健康管理を行う。なお、該当事項が生じた場合には、担当課（学生は学生課、教職員は学事課・人事担当）に連絡し、就学・就業上の判断を仰ぐこと。

- (1) 風邪や発熱などの軽い症状が現れた場合は、授業や仕事を休み、外出を控え自宅で療養すること。また、毎日体温を2回以上測定し記録すること。
- (2) 次の症状のいずれかが現れた場合は、担当課に相談し、指示を仰ぐこと。また夜間や休日の場合には、帰国者・接触者相談センター（八戸市の場合、平日8:15~17:00は0178-43-2291、休日・夜間は0178-43-2111）に電話で相談すること。
  - ① 風邪のような症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
  - ② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。
- (3) 症状の有無にかかわらず、次に該当する場合も、担当課に相談し、指示を仰ぐこと。
  - ① 新型コロナウイルス感染症と確定した者と接触した。
  - ② 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者の気道分泌液、体液、糞便等の汚染物質に触った、それらの処理作業に携わった、あるいは、それらの近くにいた。
  - ③ 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者を看護・介護した、あるいは同居した。

### 3. 感染者、濃厚接触者の取扱いについて

#### (1) 教職員の場合

原則として、感染者は治癒するまで、濃厚接触者は14日間の出勤停止とする。なお、感染者は治癒証明書の提出をもって出勤停止解除とする。

#### (2) 学生の場合

原則として、感染者は治癒するまで、濃厚接触者は14日間の出校停止とする。なお、感染者は治癒証明書の提出をもって出校停止解除とする。

#### 4. 今後の海外からの帰国者について

状況に応じ、以下の対応をとること。なお、該当事象が生じた場合は、担当課に連絡し、就学・就業上の判断を仰ぐこと。

(1) 帰国時点で発熱(37.5℃以上)あるいは呼吸器症状のある者

速やかに空港または港湾の検疫所に報告し、その指示に従うこと。

(2) 帰国時点で上記(1)に該当しない者

① 帰国後 14 日間は不要不急の外出を避け、自身の健康状態の経過を観察すること。

② この間の業務は自宅で行うことを原則とし、やむを得ない場合、居室あるいは各オフィスに限り出勤を認める。

(3) 上記(2)の観察期間に発熱あるいは呼吸器症状が出た者

他人との接触を可能な限り避け、速やかに担当課に相談し、その指示に従うこと。また、夜間や休日の場合は帰国者・接触者相談センター（八戸市の場合、平日 8:15~17:00 は 0178-43-2291、休日・夜間は 0178-43-2111）に電話で相談すること。

#### 5. 教職員の国内出張について

教職員の国内出張については、これより 2 週間（3/15 まで）はできるだけ控えること。やむを得ず出張する場合、「1. 感染予防について」に十分留意し、感染予防に努めること。また出張中及び帰任後しばらくの間、自身の健康状態の経過を観察すること。感染が疑われる症状が出た場合には、「2. 健康管理について」に従うとともに、現地の帰国者・接触者相談センターと担当課へ連絡の上、指示を受けること。

#### 6. 大学行事・授業等について

(1) 一般入学試験（後期）（2020 年 3 月 6 日）、AO 入試第 4 クール（2020 年 3 月 12 日）

感染予防に十分留意した上で、予定どおり実施する。

(2) 学位記・修了証書授与式

感染予防に十分留意した上で、規模を縮小して実施する。

(3) 入学式

文部科学省等からの通知及び状況の変化に応じて対応する。

(4) その他の学内行事（オープンキャンパス・就職ガイダンス・各種セミナー等）

原則として、中止あるいは延期とする。開催する必要がある場合は、感染防止に十分留意した上で小人数かつ短時間での実施とする。なお、文部科学省等からの通知及び状況の変化によっては、直前に中止とする場合もある。

#### 7. 学生関連について

(1) 学生の国内外での学会発表等

できるだけ控え、やむを得ず参加する場合は、感染予防に十分留意すること。国外での学会発表等に参加して帰国した場合は「4. 今後の海外等からの帰国者について」に従うこと。

(2) 学生の海外渡航

できるだけ控え、学会参加又は個人的に渡航する場合は、「1. 感染予防について」に十分留意し、感染予防に努めるとともに、帰国後は「4. 今後の海外からの帰国者について」に従うこと。

### (3) 就職活動

各企業・主催団体等の方針に従うこと。やむを得ず参加する場合は、「1. 感染予防について」に十分留意し、感染予防に努めること。また出先で感染が疑われる症状が出た場合には、「2. 健康管理について」に従うとともに、現地の帰国者・接触者相談センターと学生課へ連絡の上指示を受けること。

### (4) 課外活動・サークル活動

課外活動・サークル活動については、合宿を含め、「1. 感染予防について」に留意し、感染予防に努めること。記載した感染予防策が確保できない場合は、原則として中止とする。やむを得ず対外試合や大会等へ参加する場合は、「1. 感染予防について」に十分留意し、感染予防に努めること。また、感染が疑われる症状が出た場合には、「2. 健康管理について」に従うとともに、学生課に連絡すること。

### (5) 学生イベント

学生主催のイベントについては、「1. 感染予防について」に留意し、感染予防に努めること。記載した感染予防策が確保できない場合は、原則として中止を求める。